

2019年 日本ランキングサーキット大会 大会要項

- ・主催 公益財団法人 日本バドミントン協会
- ・主管 公益財団法人 日本バドミントン協会 選手強化本部、埼玉県バドミントン協会
さいたま市バドミントン協会
- ・後援 さいたま市、(公財)さいたま市体育協会
- ・協力 さいたま市スポーツコミッション
- ・期 日 2019年 5月25日(土)～5月29日(水)
*大会タイムテーブルは、別紙の通りとする。
- ・開催市 埼玉県 さいたま市
- ・大会会場 サイデン化学アリーナ(さいたま市記念総合体育館)
〒338-0835 埼玉県さいたま市桜区道場4-3-1
TEL:048-851-5050 FAX:048-851-5118
- ・種 目 男女単複・混合複
- ・競技規則 2019年度公益財団法人日本バドミントン協会、現行競技規則並びに同大会運営規程及び同審判員規定による。
- ・競技方法 日本ランキング上位1～32位(シングルス・ダブルス・ミックス)によるトーナメント戦により順位を決定する。1回戦敗者については、順位決定戦を行う。組み合わせは2019年4月発表ランキング(4月12日発表)とする。
*ランクとシードについて
 - ・ランクは、4月発表の日本ランキングのポイントによる順位で上位32人・組に出場権を与える。
 - ・シードは、日本ランキング順とし、この2年間にそのペアでポイントを獲得していない組のポイントは、80%にした順位で決める。
 - ・シード順が同じものについては、代表者会議での抽選会で決定する。
- ・使用器具 (1)2019年度公益財団法人日本バドミントン協会検定合格シャトルを使用する。
(2)2019年度公益財団法人日本バドミントン協会検定合格用器具を使用する。
- ・参加資格 (1)公益財団法人日本バドミントン協会に会員登録を完了したもの。
(2)2019年4月発表日本ランキング上位32名(組)。但し、ダブルス・ミックスの組み換えは認める。(日本ランキング保持者とする)
- ・参加料 1人 1種目 5,000円 2019年度より、参加料は事前振り込みとする。
4月24日(水)発表の出場確定者は5月13日(月)までに入金のこと。
*棄権の場合でも徴収いたします。
振込先銀行 武蔵野銀行 県庁前支店
口座番号 普通預金 030380
口座名 埼玉県バドミントン協会 会長 磯井貞男(いそいさだお)
- ・申込期日 2019年4月18日(木)13時必着
*申込みはメールでの受付のみといたします。
- ・申込方法 日本バドミントン協会ホームページよりダウンロードした所定の申込書でメールにて日本協会事務局へ添付ファイルにて送付すること
*4月以降に所属先が変更になった者は、新所属より申し込みすること。
- ・申込場所 公益財団法人 日本バドミントン協会 メールアドレス: nba@badminton.or.jp
TEL:03-3481-2382 FAX:03-3481-2456

- ・着 衣 公益財団法人日本バドミントン協会の審査合格品とする。
背面には、参加申込書記載の所属名、都道府県名の少なくとも1つは明記すること。
- ・代表者会議 2019年5月24日（金） 15時より大会会場にて行なう。
- ・練習会場 サイデン化学アリーナ（さいたま市記念総合体育館）
- ・練習時間 2019年5月24日（金） 9時～17時
5月25日（土）～5月29日（水） 9時～試合開始10分前まで
*サブ体育館も5月24日（金）から使用可能（9時～）（開場は全日8時45分）
*練習時間等の割り振りは行いません。
- ・大会事務局 公益財団法人 日本バドミントン協会
- ・その他 (1) 大会に関する書式については協会ホームページに掲載しております。申込み結果は4月22日（月）13時に、ランキング順で協会ホームページに公表し、上位者に辞退者が出た場合参加申込者の中で順に繰り上げる。定員に満たない場合は参加を打診する場合があります。最終決定は4月24日（水）12時とし、15時以降に組合せを協会ホームページにて発表する。
*日本バドミントン協会ホームページ <http://www.badminton.or.jp/>
- (2) ドーピング検査について
 - ① 本競技会は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。
 - ② 本競技会参加者は、競技会にエントリーした時点で日本アンチ・ドーピング規程にしたがい、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。
 - ③ 18歳未満の者については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続に対する親権者からの同意書を所属競技団体へ別途提出しているもののみエントリーできる。
 - ④ 本競技会参加者は、本競技会において行われるドーピング検査（尿・血液等検体の種類問わず）を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によるドーピング検査手続を完了することができなかつた場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。
 - ⑤ 競技会・競技会外検査問わず、血液検査の対象となった競技者は、採血のため、競技／運動終了後2時間の安静が必要となるので留意すること。
 - ⑥ 日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト (<http://www.playtruejapan.org>) にて確認すること。